

姫路市上下水道局告示第 68 号

令和 7 年 11 月 14 日

姫路市上下水道事業管理者 種 谷 康

公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理の開始について

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、令和 7 年（2025 年）11 月 14 日から 2 週間姫路市上下水道局経営管理部上下水道サービス課において一般の縦覧に供する。

記

1 公共下水道の供用開始

- (1) 供用を開始すべき年月日 令和 7 年（2025 年）11 月 28 日
- (2) 下水を排除すべき区域 別記表示の区域
- (3) 供用を開始しようとする排水施設の位置 別記表示の区域内
- (4) 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 分流式

2 終末処理場による下水の処理開始

- (1) 下水の処理を開始すべき年月日 令和 7 年（2025 年）11 月 28 日
- (2) 下水を処理すべき区域 別記表示の区域
- (3) 下水の処理を開始しようとする前項の公共下水道の終末処理場の位置及び名称
姫路市飾磨区今在家 1 3 5 1 番地 2 2 中部終末処理場

別記

阿保

姫路市上下水道局告示第 69 号

令和 7 年 11 月 14 日

姫路市上下水道事業管理者 種 谷 康

公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理の開始について

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、令和 7 年（2025 年）11 月 14 日から 2 週間姫路市上下水道局経営管理部上下水道サービス課において一般の縦覧に供する。

記

1 公共下水道の供用開始

- (1) 供用を開始すべき年月日 令和 7 年（2025 年）11 月 28 日
- (2) 下水を排除すべき区域 別記表示の区域
- (3) 供用を開始しようとする排水施設の位置 別記表示の区域内
- (4) 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 分流式

2 終末処理場による下水の処理開始

- (1) 下水の処理を開始すべき年月日 令和 7 年（2025 年）11 月 28 日
- (2) 下水を処理すべき区域 別記表示の区域
- (3) 下水の処理を開始しようとする前項の公共下水道の終末処理場の位置及び名称
姫路市大塩町 2018 番地 27 大塩終末処理場

別記

的形町の形

姫路市上下水道局告示第 70 号

令和 7 年 11 月 14 日

姫路市上下水道事業管理者 種 谷 康

公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理の開始について

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、令和 7 年（2025 年）11 月 14 日から 2 週間姫路市上下水道局経営管理部上下水道サービス課において一般の縦覧に供する。

記

1 公共下水道の供用開始

- (1) 供用を開始すべき年月日 令和 7 年（2025 年）11 月 28 日
- (2) 下水を排除すべき区域 別記表示の区域
- (3) 供用を開始しようとする排水施設の位置 別記表示の区域内
- (4) 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 分流式

2 終末処理場による下水の処理開始

- (1) 下水の処理を開始すべき年月日 令和 7 年（2025 年）11 月 28 日
- (2) 下水を処理すべき区域 別記表示の区域
- (3) 下水の処理を開始しようとする前項の公共下水道の終末処理場の位置及び名称
姫路市網干区興浜 2093 番地 揖保川浄化センター

別記

網干区和久